

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調 達 件 名	令和7年国勢調査 札幌市の実地調査業務
発 注 課	まちづくり政策局政策企画部未来創生担当課
選定事業者	株式会社ビッグ
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本件は、令和7年国勢調査における「フォーライフ大通南」、「ビッグタワー大通公園」、「円山ハイム」、「レジディア札幌駅前」、「ティアラタワー中島倶楽部」、「レジディア北2条イースト」、「AMSTOWER南6条」、「レジディア北三条」、「ビッグパレス南4条B棟」、「札幌中央レジデンス」、「レジディア南1条」、「共済ハウス」、「ティアラN5」、「メゾンドブーケパーク」、「ティアラ中島公園ウエストサイド」、「インボイス札幌レジデンス」、「ビッグパレス北14条」、「シルキーU6・1」、「サンウッド札幌・医大前」、「シティコート北1条」、「ビッグパレス南5条」、「ビッグパレス南6条」、「グレイスコート北18条」、「STRIPE札幌」、「レジディア北2条イーストⅡ」、「ベルフラワー八軒」、「ティアラパレス北大前」、「ノースビレッジ本江」、「シェスタ麻生館」、「フロンティア西麻生Ⅱ」、「ハイツディオネ」、「ビッグレジデンス白石Ⅱ」、「ティアラ本郷」、「グラン・シェ・モア中島公園」の各マンション内の調査業務を委託するものである。 マンション関係者以外の者が、当該マンション内に立ち入って調査を行うことは、入居者の不安を招き、調査へ非協力的となる可能性があるが、マンション関係者であれば、入居者との信頼関係は既に築かれていることから、調査業務を円滑に進めることが可能である。 また、国勢調査令12条の3において、「～当該施設を管理し、又は運営する法人その他団体に委託して行うことができる。」と定められており、当該マンション管理会社の管理人であるこの者以外へ、本業務を委託することは適切ではない。 以上から、「フォーライフ大通南」、「ビッグタワー大通公園」、「円山ハイム」、「レジディア札幌駅前」、「ティアラタワー中島倶楽部」、「レジディア北2条イースト」、「AMSTOWER南6条」、「レジディア北三条」、「ビッグパレス南4条B棟」、「札幌中央レジデンス」、「レジディア南1条」、「共済ハウス」、「ティアラN5」、「メゾンドブーケパーク」、「ティアラ中島公園ウエストサイド」、「インボイス札幌レジデンス」、「ビッグパレス北14条」、「シルキーU6・1」、「サンウッド札幌・医大前」、「シティコート北1条」、「ビッグパレス南5条」、「ビッグパレス南6条」、「グレイスコート北18条」、「STRIPE札幌」、「レジディア北2条イーストⅡ」、「ベルフラワー八軒」、「ティアラパレス北大前」、「ノースビレッジ本江」、「シェスタ麻生館」、「フロンティア西麻生Ⅱ」、「ハイツディオネ」、「ビッグレジデンス白石Ⅱ」、「ティアラ本郷」、「グラン・シェ・モア中島公園」の各マンションにおける調査の困難性、遂行性、また法令の定めを考慮し、この者を選考する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号